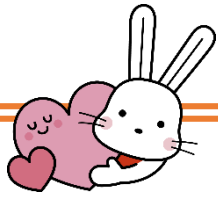


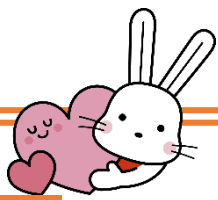
事業者による合理的配慮の提供について

福島市 健康福祉部 障がい福祉課



本日の内容について

- 1 障害者差別解消法について
- 2 事前質問について
- 3 福島市の取り組み



1 障害者差別解消法について

【経過】

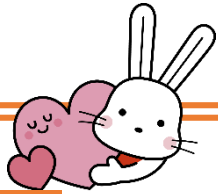
平成19年 「障害者の権利に関する条約」に署名

平成23年 「障害者基本法」改正

同法第4条に基本原則として、
「差別の禁止」が規定

平成25年 「障害者差別解消法」制定（平成28年施行）

令和 3年 「障害者差別解消法」改正（令和 6年施行）



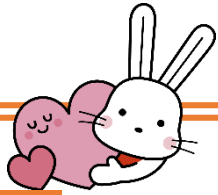
1 障害者差別解消法について

【改正障害者差別解消法】

施行日：令和6年4月1日

社会的障壁の除去にかかる合理的配慮の提供

対象	改正前	改正後
行政機関	義務	義務
事業者	努力義務	義務



1 障害者差別解消法について

【法の基本的な考え方】

○対象となる障がい者

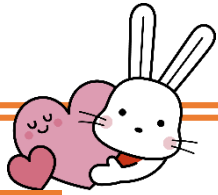
身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

→障害者手帳所持者に限られない

○対象となる事業者

商業その他の事業を行う者であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者

→個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行う者、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となる



1 障害者差別解消法について

【法が求めるもの】

1 不当な差別的取扱いの禁止

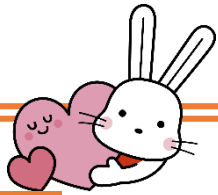
障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、

○サービスの提供を拒否する

○場所や時間帯などを制限する

○障がい者ではない人には付けいない条件をつける

2 合理的配慮の提供

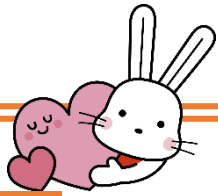


1 障害者差別解消法について

1 不当な差別的取扱いの禁止

【正当な理由の判断の視点】

- 障がい者に対して、障がいを理由として、サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合
- 個別の事案ごとに、障がい者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保等）の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要
- 正当な理由があると判断した場合には、障がい者にその理由を丁寧に説明するものとし、理解を得るよう努める

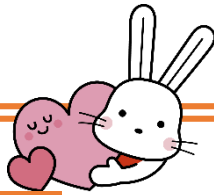


1 障害者差別解消法について

1 不当な差別的取扱いの禁止

【正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当する例】

- 障がいがあることを理由として、一律に窓口対応を拒否、又は対応の順序を後回しにすること
- 障がいがあることを理由として、一律に資料の送付、パンフレットの提供、説明会への出席等を拒んだり、資料等に関する必要な説明を省いたりすること
- 障がいの種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否すること
- 障がいがあることを理由として、具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、障がい者に対し一律に保護者や支援者・介助者の同伴をサービスの利用条件とすること

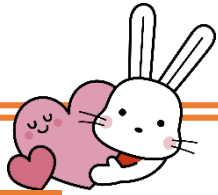


1 障害者差別解消法について

1 不当な差別的取扱いの禁止

【正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しない例】

- 実習を伴う講座において、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障がい特性のある障がい者に対し、当該実習とは別の実習を設定すること（障がい者本人の安全確保の観点）
- 車椅子の利用者が畳敷きの個室の利用を希望した際に、敷物を敷く等、畳を保護するための対応を行うこと（障がい者の損害発生の防止の観点）
- 手続を行うため、障がい者本人に同行した者が代筆しようとした際に、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障がい者本人に対し障がいの状況や本人の手続の意思等を確認すること（障がい者本人の損害発生防止の観点）

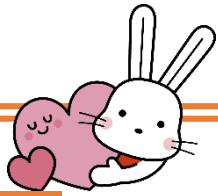


1 障害者差別解消法について

1 不当な差別的取扱いの禁止

【その他留意点】

正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には検討が必要



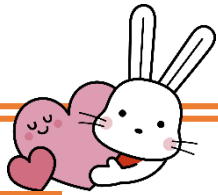
1 障害者差別解消法について

【法が求めるもの】

1 不当な差別的取扱いの禁止

2 合理的配慮の提供

障がい者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない

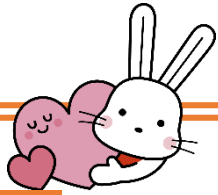


1 障害者差別解消法について

2 合理的配慮の提供

【意思の表明】

- 言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達、通訳など
- 本人の意思表示が困難な場合には、障がい者の家族、支援者・介助者、法定代理人等が行うものも対象
 - 家族等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障がい者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、当該障がい者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい

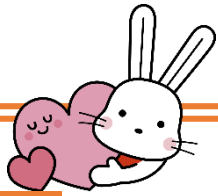


1 障害者差別解消法について

2 合理的配慮の提供

【過重な負担の考え方】

- 具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈することなく、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要
- 過重な負担に当たると判断した場合は、障がい者に丁寧にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい
- その際には事業者と障がい者の双方が、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められる



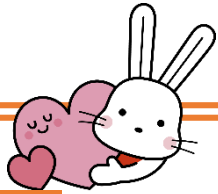
1 障害者差別解消法について

2 合理的配慮の提供

【過重な負担の考え方】

考慮する要素

- 事業への影響の程度（事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度
- 事業規模
- 財務状況

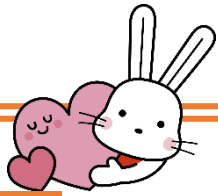


1 障害者差別解消法について

2 合理的配慮の提供

【建設的な対話】

- 障がい者にとっての社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障がい者と事業者が共に考えていくために、双方がお互いの状況の理解に努めることが重要
- 例えば、障がい者本人が社会的障壁の除去のために普段講じている対策や、事業者が対応可能な取組等を対話の中で共有する等、建設的対話を通じて相互理解を深め、様々な対応策を柔軟に検討していくことが円滑な対応に資すると考えられる



1 障害者差別解消法について

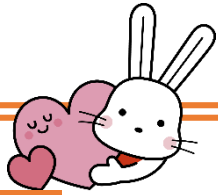
2 合理的配慮の提供

【建設的な対話】

- 前例がないので出来ない
- 万が一のことがあっては困るので、認められない
- 特別扱いはできない

といった理由で

一律に判断することなく、個別に検討する必要がある

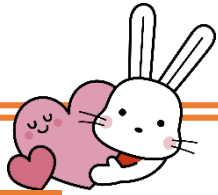


1 障害者差別解消法について

2 合理的配慮の提供

【その他留意すること】

- 事業者の事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること
- 障がい者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること
- 事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと



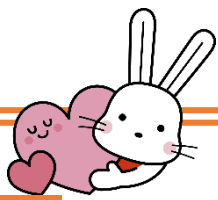
1 障害者差別解消法について

2 合理的配慮の提供

【まとめ】

- ①意思表明の確認（社会的障壁の除去かの確認）
- ②本来の業務に付随するものか等を留意（17ページ）
- ③過重な負担となるかを判断
- ④建設的対話

当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、当該障がい者本人の意向を尊重しつつ、「過重な負担」となるかを考慮し、代替措置の選択も含め、建設的対話による相互理解を通じて対応する

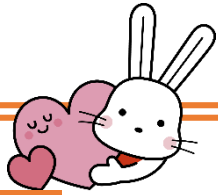


1 障害者差別解消法について

2 合理的配慮の提供

【合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例】

- イベント会場内の移動に際して支援を求める申出があった場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断ること
- 介助を必要とする障がい者から、講座の受講に当たり介助者の同席を求める申出があった場合に、当該講座が受講者本人のみの参加をルールとしていることを理由として、受講者である障がい者本人の個別事情や講座の実施状況等を確認することなく、一律に介助者の同席を断ること

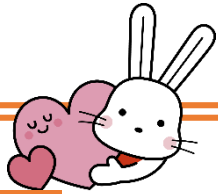


1 障害者差別解消法について

2 合理的配慮の提供

【合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例】

- 事業者において、事業の一環として行っていない業務の提供を求められた場合に、その提供を断ること。（必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られることの観点）
- 抽選販売を行っている限定商品について、抽選申込みの手続を行うことが困難であることを理由に、当該商品をあらかじめ別途確保しておくよう求められた場合に、当該対応を断ること。（障がい者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであることの観点）

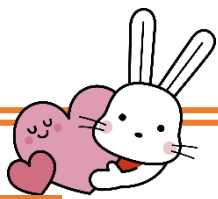


1 障害者差別解消法について

2 合理的配慮の提供

【合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例】

- オンライン講座の配信のみを行っている事業者が、オンラインでの集団受講では内容の理解が難しいことを理由に対面での個別指導を求められた場合に、当該対応はその事業の目的・内容とは異なるものであり、対面での個別指導を可能とする人的体制・設備も有していないため、当該対応を断ること。（事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことの観点）
- 店舗等において、混雑時に視覚障がいのある者から店員に対し、店内を付き添って買物の補助を求められた場合に、混雑時のため付添いはできないが、店員が買物リストを書き留めて商品を準備することができる旨を提案すること。（過重な負担（人的・体制上の制約）の観点）



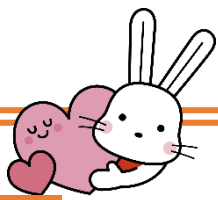
1 障害者差別解消法について

2 合理的配慮の提供

【環境の整備との関係】

法第5条においては、個々の障がい者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための不特定多数の障がい者を主な対象として行われる事前的改善措置（施設や設備のバリアフリー化、情報アクセシビリティの向上、職員に対する研修、規程の整備等）を、環境の整備として事業者の努力義務としている

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。



1 障害者差別解消法について

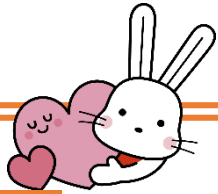
2 合理的配慮の提供

【環境の整備との関係】

環境の整備は、不特定多数の障がい者向けに事前的改善措置を行うものであるが、

合理的配慮は、環境の整備を基礎として、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障がい者に対して、個別の状況に応じて講じられる措置である。

したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。



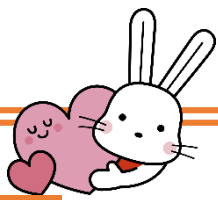
1 障害者差別解消法について

2 合理的配慮の提供

【環境の整備との関係】

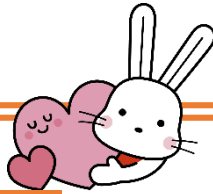
合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例

- 障がい者から申込書類への代筆を求められた場合に、あらかじめ申込手続における適切な代筆の仕方について店員研修を行う（環境の整備）とともに、障がい者から代筆を求められた場合には、研修内容を踏まえ、本人の意向を確認しながら店員が代筆する（合理的配慮の提供）
- オンラインでの申込手続が必要な場合に、障がい者から手続に際しての支援を求める申出があった場合に、求めに応じて電話や電子メールでの対応を行う（合理的配慮の提供）とともに、以後、障がい者がオンライン申込みの際に不便を感じることをないように、ウェブサイトの改良を行う（環境の整備）



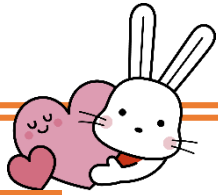
2 事前質問について

- Q1. 先に義務化になっている行政機関等では、実際にどのような場面でどのような配慮をしたのか具体例を知りたい。
- Q2. 福祉施設として、必要とされる合理的配慮の具体的な部分について教えて欲しい。
- Q3. 心理的なバリアは、お互いに分かり合う努力や配慮で解消できると思うが、物理的な合理的配慮は、どこまで強制力があるのか？強制力がある場合、事業者側に不利益が出て、社会的サービスが低下するのではないか。



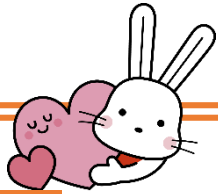
2 事前質問について

- Q4. 物理的な合理的配慮の場合、設備投資のための負担は大きい。具体的に物理的な配慮はどのようなことまでが義務なのか。公的な補助金等はあるか？
(合理的配慮を提供する際に、改修等が必要になった場合に使える助成金の情報があれば教えて欲しい)
- Q5. 某売り場にて、配慮してもらいたいシールが準備されていた。例)話しにくい人、聞こえにくい人、私は〇〇が苦手です。
障がいのある方にとって、このシールは有効なのか。逆に差別を受けてしまうことは無いか。様々な配慮について障がい者側が感じる思いは？



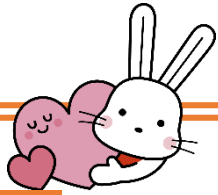
2 事前質問について

Q6. 公共のプールを利用した際、事前に療育手帳のある利用者と、支援員の人数を伝え、安全を考えた支援態勢により出かけたが、受付で利用者一人に職員一人をつけて下さいと言われた。マンツーマン態勢が条件になると利用は難しい。誰でも利用できる公共の施設を利用できないのは、利用者さんにとって悲しい事だった。この場合、どのような対応が望ましいのか。



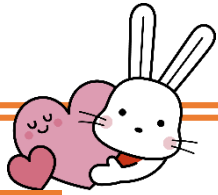
2 事前質問について

- Q7. 「社会通念上、その実施に伴う負担が過重になるものを除く」という場合、どこまでが過重でないのか、例があれば提示して頂ければと思います。
- Q8. 個別での対応になると思うが、提供する上での欠かせないプロセス（やり取りや、そのやり取りをした記録の残し方等）は何か。ポイントは。



2 事前質問について

Q9. 困りごとはそれぞれ人によって異なるが、Aさんより希望があり、個別に対応したことが、他の人もそれを見て、「自分もそうして欲しい」などと要望がでてきた場合、どう対応したらよいのか。事業所の過重とならない程度というが、不公平感に感じられてしまうことはないのでしょうか。またはこれまでにそういったケースがあったら教えて欲しいです。



3 福島市の取り組み

- 「手話奉仕員」や「要約筆記者」の派遣
- 障がい者福祉のてびきに音声コードの付与
- 通知文書を郵送する場合、問い合わせ先には電話番号だけでなく、FAX番号やメールアドレスを併記する
- 視覚障がい者に送り主が伝わるように封筒に点字を付ける
- 障害者差別解消法に基づく市職員対応要領を作成し、職員に対し研修を実施
- エレベーターや手すりに点字シールを付ける
- 点字案内板の設置及び音声による案内